

阿武町の暮らしを体験して魅力的に伝えて稼ぐ、「まちの縁側推進プロジェクト」と一緒に取り組む地域おこし協力隊員を募集しています！

募集・仕事の内容

募集人員

【まちの縁側推進業務 2名程度】

仕事の内容

共通業務

- 阿武町版総合戦略(2020年3月策定)とまちの実態の理解
- 地域住民の1人として専門業務を円滑に進めていくため、地域住民や関係団体との関係構築に努めていただきます。
- その他、地域振興に関することに、できることを協議しながらあたっていただきます。

専門業務【まちの縁側推進業務】

■体験プログラムの企画運営

阿武町の暮らし(農業、漁業、林業、町の人々の日々の営みなど)を自ら体験しつつ、編集して体験プログラム化を進め、キャンプフィールドや道の駅の来町者に提供することで、町民の所得向上と地域内の循環を促進していく仕事となります。

プログラムを体験することでまちを訪れた人が暮らしに触れ、また訪れたい、住みたいと思えるようなきっかけとしたいと考えています。

さらに、まちに住む人達にとっても、体験プログラム実施による収入を得たり、第一次産業体験実施による産物のPRや新規就業者の獲得につなげたり、子ども達の体験学習となったりと様々な機能や効果を期待しています

想定するプログラム内容は、阿武町を含む地域一帯が萩ジオパーク認定されていることから分かる通り、自然の恵みを活かした第一次産業が盛んであり食材等が豊富なこと、来町者(観光客)にとっても比較的触れやすく楽しみやすいことから、主に食を生かした「コト」体験が多くなることが予想されます。

卒業後の進路

隊員活動中の業務内容が仕事として成立する場合は、以下のことを想定しています。

- ① 拠点運営団体に雇用される
- ② 業務を引き継いで独立する

対象となる方

20歳以上概ね40歳以下の方（学歴・性別・経験不問）、社会経験、知識を活かして意欲を持って活動に取り組んでいただける方

【具体的には】

- ① 3大都市圏、政令指定都市又は地方都市（条件不利地を除く）から住民票を異動することが可能な方。
※ 詳細は総務省「地域おこし協力隊」サイト又は町担当課にお問い合わせください。
- ② 地域になじむ意思があり、心身ともに健康である方。
- ③ 基本的なパソコン操作（Word、Excel、インターネット等）ができる方。
- ④ 普通自動車運転免許証を所持する方。
- ⑤ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

◆以下のスキルをお持ちの方を歓迎

- ① 聴く力があり、積極的にコミュニケーションがとれる方
 - ② 既存に囚われず新たなワークスタイルに理解と興味があり、人と人を繋ぐことが好きな方
 - ③ 食（食材、料理、加工品、ストーリー）に強い興味関心を持つ方
 - ④ 飲食店や料理学校などでの業務/学習経験
 - ⑤ イベントの企画運営を行なったことがある方
-

勤務地

山口県阿武郡阿武町内

勤務時間及び休暇

- ① 勤務は月曜日～金曜日、原則午前8時30分から午後5時00分までとします。また活動内容によって勤務時間の変更もあります。※業務上、土日祝日との振替勤務が多くなります。
 - ② 休日は、土日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)とします。なお、休日や時間外に勤務した場合は勤務日に振り替えます。
 - ③ 休暇は、年次有給休暇とします。日数は1年において12日（毎月1日）とします。
※ ただし、雇用後最初の6ヶ月間は年次有給休暇の適用はありません。
-

給与

月額／166,000円（ここから社会保険料等を控除します。）

※上記のほか、活動状況に応じて年2回の期末手当を支給します。

副業

地域おこし協力隊としての担当業務に差し支えないことを条件に相談に応じます。

福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等に加入します。(自己負担有)
 - ② 家賃は実費を補助します。(最大月4万円)
 - ③ 活動に必要なノートパソコン等は町が貸与します。
 - ④ 地域おこし協力隊として必要な研修に係る経費、及び出張旅費は町が負担します。(ただし、必要と認められたもののみ/上限有)
 - ⑤ 活動に必要な車両に係る経費は町が負担します。
 - ⑥ 当町までの交通費及び引越し費用、生活備品、光熱水費、その他の経費はご負担頂きます。
-

雇用形態及び任期

- ① 阿武町と雇用契約を締結します。※会計年度任用職員(パートタイム)としての雇用となります。
 - ② 雇用期間は1年間とします。(6ヶ月間は条件付き期間)
ただし、活動状況等の評価を行い、1年毎に期間を更新(最長3年間)します。
 - ③ 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
-

その他

山口県への移住を希望・検討されている方に、実際に山口県へお越しいただき、理解を深めていただくことにより、山口県への移住・定住を促進することを目的として、交通費の一部を補助する制度もあります。(上限3万円) 利用される方は事前に役場までご相談ください。(詳細は「[山口県 UJI ターン・移住支援サイト | 住んでみいね! ぶちええ山口](#)」をご確認ください。)

※任期終了後に起業をする際に、条件によっては下記の制度を活用いただけます。

阿武町起業化支援事業制度…上限50万円 ※起業事業経費の1/2以内

阿武町地域おこし協力隊起業支援補助金…上限100万円 ※起業事業経費の10/10以内

応募にあたって

応募方法

次の書類を作成し、応募書類送付先に郵送してください。

- (1) 阿武町地域おこし協力隊応募用紙（ダウンロード）
- (2) 住民票の写し
- (3) 自動車運転免許証の写し

【提出期限】 令和2年6月19日（金）17：00 必着

【応募書類送付先】 〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地
阿武町役場 まちづくり推進課 商工観光 宛

【Eメールアドレス】 machisui05@town.abu.lg.jp

選考プロセス

選考は以下のプロセスを予定しております。

▼ 第1次選考（書類審査）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

▼ 第2次選考（面接審査）

阿武町において面接試験を行います。

※新型コロナウイルス感染予防のためにウェブ面接等とさせていただく場合があります。

▼ 内定（最終選考結果）

第2次選考の結果を、6月下旬に対象者全員に文書により通知します。

▼ 雇用契約 令和2年7月1日（予定）

※開始日は相談に応じます（ただし月初日からとなります。）

連絡先

阿武町役場 〒759-3622
山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地
阿武町役場 まちづくり推進課 商工観光係 担当 岡村未莉

TEL 08388-2-3111
FAX 08388-2-2090
E-mail machisui05@town.abu.lg.jp
HP <http://www.town.abu.lg.jp/>